

様式第 19 号（第 32 条関係）

（表）

第 号
守山市の生活環境を保全する条例第 69 条第 2 項の規定による身分証明書
所属 職および氏名 生年月日 発行年月日
守山市長

9 センチメートル

6 センチメートル

（裏）

守山市の生活環境を保全する条例（抜すい）

第 69 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場等に関係職員を立ち入らせ、帳簿書類、施設その他の物件を調査または検査させ、関係者に対して、指示または指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査または立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 79 条 次の各号のいずれかに該当するものは、5 万円以下の罰金に処する。

(3) 第 69 条第 1 項の規定による調査もしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者